

# 一般競争入札公告

社会福祉法人 健寿会 の発注する「特別養護老人ホーム(仮称)健寿園新館 新築工事」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年11月1日

社会福祉法人 健寿会  
理事長 片居木 裕子

## 1. 工事概要

- (1) 工事名称 特別養護老人ホーム(仮称)健寿園新館 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県所沢市北中二丁目 301 番 2(地名地番)
- (3) 工事種別 新築工事
- (4) 工事内容 建築一式工事
- (5) 建物概要 構造規模:鉄骨造 地上3階建  
建物用途:特別養護老人ホーム 100床  
ショートステイ 4床  
敷地面積:2,999.87 m<sup>2</sup>  
延床面積:4,278.01 m<sup>2</sup>  
建築面積:1,591.86 m<sup>2</sup>
- (6) 予定工期 2022年12月6日～2024年2月29日(諸官庁検査済証取得含む)  
※工事開始は建築確認済証の発行日以降とすること。

## 2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有(非公表)
- (3) 最低制限価格 有(非公表)
- (4) 入札保証金 無

## 3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業の許可を有すること。
- (6) 令和3・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で掲載されている単体企業(共同企業体は不可)で、格付けが建築工事において ㊤ランクであること。
- (7) 直近の経営事項審査総合評点(P点)が1,050点以上かつ経営状況分析評点(Y点)が700点以上であること。
- (8) 平成24年(2012年)4月以降に竣工した、延床面積4,000 m<sup>2</sup>以上の特別養護老人ホームの新築元請施工実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は含まない)
- (9) 川越県土整備事務所・朝霞県土整備事務所・飯能県土整備事務所・東松山県土整備事務所管内に本店を有する者であること。
- (10) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。

#### 4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和4年11月9日(水)まで。  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)  
イ 一般競争入札参加資格等確認資料(様式有)  
ウ 会社案内・会社経歴書  
エ 建設業の許可証の写し  
オ 経営事項審査総合評点(P点)及び(Y点)のわかる経営審査票の写し  
カ 令和3・4年度埼玉県競争入札参加資格ランクを証する書類  
キ 特別養護老人ホームの施工実績(件名、金額、工期等)を証する契約書の写し  
※書式は問合せ先に電子メールにて請求。
- (4) 提出方法 郵送又は宅急便のみ※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒359-1101 埼玉県所沢市北中二丁目301-1  
介護老人福祉施設 健寿園 健寿会本部  
担当:片居木 悠  
電話:04-2921-7733 FAX:04-2921-7737  
E-mail : yukataigi@anshin.or.jp

#### 5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には設計図書等[入札説明書、入札書等書式、法人の経理規程等、図面・仕様書(CD-ROM)]を宅配便により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配布した図面・仕様書(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする。

#### 6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和4年11月1日(火)
- (2) 応募締切日時 令和4年11月9日(水) 午後4時まで
- (3) 設計図書等配布日 令和4年11月9日(水)発送(11月10日(木)必着)
- (4) 質疑書提出日時 令和4年11月18日(金) 午前12時まで  
※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。
- (5) 入札予定日 令和4年12月2日(金)(即日開札)  
※時間、場所は入札説明書により通知する。

#### 7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初度入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札に参加しない者及び初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。  
再度入札は2回まで行う。ただし、初度入札に参加する企業が1者のみであった場合は1回のみ入札を行い再度入札は行わない。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
  - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
  - ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
    - 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
    - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。

(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

## 8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。なお、設計図書等を速やかに返却するものとする。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ② 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ④ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印のないもの
    - イ 入札金額を訂正した入札書によるもの
    - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
    - エ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
    - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
    - カ 入札に参加する資格のない者がしたもの
    - キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - ケ ニ以上の入札書を提出した者がしたもの
    - コ ニ以上の者の代理をした者がしたもの
  - ⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。(必要に応じた補正を行うこと)
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第13条第1項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (8) 請負代金の支払時期に関しては、特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金等による交付時期を目安とし、入札説明書により別に定める通りとする。